

平成19年度税制改正

1. 減価償却費制度〔法人税、所得税〕

- ・H19.4.1以後に取得する減価償却資産 → 残存価額及び償却可能限度額を廃止
- ・H19.4.1以前に取得した減価償却資産 → 95%まで償却した後、5年間の均等償却

2. 留保金課税制度〔法人税〕

資本金(又は出資金)が1億円以下の会社は、適用除外とする

3. 役員給与関係〔法人税〕

- ・特殊支配同族会社の適用除外基準を、基準所得1,600万円以下(現行800万円以下)とする
- ・職制上の地位の変更による給与の改定は、定期同額給与であることを明確化する
- ・事前確定届出の期限を、株主総会日の1ヵ月後か期首から4ヶ月後のいずれか早い日とする

4. 相続時精算課税制度〔相続税、贈与税〕

一定の条件の下、取引相場のない株式等については、3,000万円(現行2,500万円)を非課税枠とする

5. 取引相場のない種類株式(*1)の評価方法の明確化〔相続税、贈与税等〕

(*1) 配当優先の無議決権株式／社債類似株式／拒否権付株式

6. 住宅ローン控除制度〔所得税〕

特例の創設

| 居住年 | 区分 | 控除期間 | 住宅借入金年末残高 | 適用年・控除率 | 最大控除額 |
|------|----|------|--------------|---------------------------------|-------|
| H19年 | 原則 | 10年 | 2,500万円以下の部分 | 1～6年目・・・1.0% 7～10年目・・・0.5% | 200万円 |
| | 特例 | 15年 | 2,500万円以下の部分 | 1～10年目・・・0.6% 11～15年目・・・0.4% | 200万円 |
| H20年 | 原則 | 10年 | 2,000万円以下の部分 | 1～6年目・・・1.0% 7～10年目・・・0.5% | 160万円 |
| | 特例 | 15年 | 2,000万円以下の部分 | 1～10年目・・・0.6% 11～15年目・・・0.4% | 160万円 |

バリアフリー改修促進税制の創設

| 居住年 | 控除期間 | 住宅借入金年末残高 | 控除率 |
|-----------------------|------|--------------|--|
| H19.4.1～ H20.12.31 | 5年間 | 1,000万円以下の部分 | 一定のバリアフリー改修工事費用・・・2% 上記以外の工事費用・・・1% |

7. 電子申告関係〔所得税〕

- ・H19年分又はH20年分の確定申告を電子申告で行った場合、いずれか一度5,000円の税額控除を行う
- ・電子申告を行う場合、第三者作成書類(*2)の添付が省略される

(*2) 源泉徴収票、医療費の領収書、保険料控除証明書など